

裁 決 書

〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人 〇〇〇〇〇〇〇

福岡県田川市中央町1番1号

処 分 庁 田川市福祉事務所長

審査請求人が平成29年7月19日に提起した処分庁による補装具費の支給申請及び利用者負担額減額・免除等申請に対する却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成22年12月9日、審査請求人は、処分庁に対し審査請求人の子（以下「本件対象児」という。）が使用する起立保持具の支給申請を行った。この申請に対し、処分庁は、支給する決定を行った。
- 2 平成29年5月31日、審査請求人は、処分庁に対して起立保持具の支給申請（以下「本件申請」という。）を行った。
- 3 平成29年7月4日、処分庁は、本件申請について、医師の「特例補装具に係る意見書」及び「特例補装具に係る調査書」（以下これらを「医師の意見書」という。）には起立保持具が必要とされていたが、前回支給の起立保持具の使用状況等を確認した上で、前回支給の起立保持具が今後の使用に耐え得ると判断されること、また別途交付の歩行器で下肢機能低下の予防が可能と判断されることを理由として、支給を認めない旨の本件処分を行った。
- 4 平成29年7月19日、審査請求人は、田川市長に対し、本件処分の取消しの裁決

を求める審査請求を行った。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求人は、次の理由により、本件処分について取消しの裁決を求めている。

ア 前回支給を受けた起立保持具は、5年以上経過しており、今回の申請が起立保持具の支給対象である身体障害児としての18歳までの申請の最後の機会になるため

イ 別途交付を受けた歩行器と本件処分に係る起立保持具とは、訓練の目的が違うため

ウ 本件処分により、審査請求人は、利益を侵害されていると判断したため

### 2 処分庁の主張の要旨

(1) 処分庁は、次の理由により、本件について棄却の裁決を求めている。

ア 本件対象児は、平成29年12月に満18歳を迎えることも勘案すると、機能低下の予防という点で、一定の効果が認められるため、「将来の素地育成及び助長」という目的に適うが、起立保持具は日常生活を送る上で必須の用具ではないため、「日常生活の効率向上」のため支給が必要であるとは言い難い。

イ 処分庁の職員が実地調査を行ったところ、本件対象児が現在使用している起立保持具は、多少の老朽化があるものの大きな損傷はなく、当該破損は適正使用に支障がない程度である。

ウ 本件対象児をその起立保持具に横たわらせた際、その背もたれ部分より頭部が10センチほど出ている状態で、身体を固定するベルトのうち胸部のベルトは最大限に調節しても胸部よりやや下に位置していたが、実際の使用状況では、本件対象児は、胸部のベルトをはずしても首や体幹を自身の意思で起こすことができ、また、首で頭部を支えることもできていたため十分適正な使用ができていることを認めた。

エ 今後、本件対象児の体格に大幅な変化が見込まれない。

オ 上記イからエまでにより、現在使用している起立保持具を今後も継続して使用することが可能であると判断される。

### 3 行政不服審査法第36条の規定に基づき審理員が実施した質問に対する処分庁の

## 回答の要旨

- (1) 質問事項 身体障害児の成長等による身体状況の変化と補装具の交付について
- その回答 ア 処分庁は、補装具費支給について、補装具費支給事務取扱指針（平成27年3月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に拠り、決定をすることとしている。
- イ 医師の意見書や申請者への聞き取りで本件対象児の身体状況の把握が不十分と判断される場合は、対象補装具の使用状況の写真の提出を求め、実際に担当職員が使用状況を確認し、写真を撮影し、関係者の意見を聞くなど、総合的に判断している。
- ウ 本件処分に関し、医師の意見書において前回支給した起立保持具の使用状況については言及されていない。また、当該医師の勤務する医療機関の事務職員に電話で確認したところ、当該医師は「対象児童が実際に起立保持具を使用している状況を目視で確認したことはない」とのことであった。
- エ また、担任の教諭らの意見では、「ほぼ毎日、10分程、起立訓練として使用している」「現在は最大限まで高さを高くして使用している状況である」「入学して身長が11センチメートルほど伸びた」「最近は著しい身長の伸びは見られていない」「当該補装具のカバーが数箇所破れている」「補装具使用時に、立位にする前に体を固定するために対象児を横たわらせた際に、補装具の背もたれ頭部が10センチほど出るが、横たわらせて使用するものではないため問題がない」「今後の必要性として大きいのは起立保持具よりも歩行器である」とのことであった。
- (2) 質問事項 耐用年数が3年の起立保持具について前回支給から6年以上経過しているにも関わらず、今後も継続して使用することが可能であると判断した根拠について
- その回答 処分庁の職員による前回支給した起立保持具の使用状況の目視確認及び本件対象児の担任教諭らの意見を根拠とした。
- (3) 質問事項 本件処分に際し「立位保持は歩行器（別途今回支給予定）で代用が可能」と判断した根拠について

その回答 本件対象児が現在使用している起立保持具にはテーブルが附属されており、訓練目的以外での使用も可能であると考えられる。

本件処分に際して行った聞き取りや現地確認の結果、本件対象児は、立位を保持する訓練のために起立保持具を使用しており、食事や学習その他の作業などを立位で行う目的で使用はしていないと判断した。

処分庁は、障害者に対して補装具費支給を決定する際に、原則として訓練目的のみのものは支給対象外としているため、訓練以外の用途において、当該補装具の代用が別の機器で可能か否かの判断を行ったところ、別途平成29年7月6日付で、当該申請者に対し支給が決定した歩行器がテーブル付の機器であったため、歩行器で代用が可能と判断した。

- (4) 質問事項 福岡県更生相談所に求めた技術的助言に関わる資料の写しの提出について

その回答 福岡県更生相談所に対し技術的助言は求めている。

## 理 由

### 1 本件処分に係る法令等の規定について

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）

ア 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、当該障害者又は障害児の保護者（以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。）に対し、当該補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。（法第76条第1項）

イ 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。（法第76条第3項）

- (2) 補装具費支給事務取扱指針（以下「指針」という。）における特例補装具費（本件処分に係る起立保持具は特例補装具に当る。）の支給の取扱いについて

ア 特例補装具費の支給の必要性及び当該補装具の購入又は修理に要する費用の額等については、更生相談所又は指定自立支援医療機関若しくは保健所の判定又は意見に基づき市町村が決定するものとする。

イ なお、身体障害児に係る特例補装具費の支給に当たっては、市町村は必要に応じ、補装具の構造、機能等に関する技術的助言を更生相談所に求めるものとする。

(3) 消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて（平成3年9月26日社更第199号・児障第29号・児母衛第32号厚生省社会局更生・児童家庭局障害福祉・母子衛生課長連名通知。以下「課長連名通知」という。）における歩行器及び起立保持具について

ア 歩行器

歩行が困難な者の歩行を補助する機能を有し、歩行器に体重を支える構造を有するものであること。

イ 起立保持具

足首、膝関節、大腿等をベルト等により固定することにより、起立困難な児童の起立を補助する機能を有するものであること。

## 2 本件処分の適否について

(1) 本件処分に係る判定の事務処理の適法性及び妥当性

本件処分については、適正な運用に資するための指針が課長連名通知により示されており、この指針に基づく事務処理が行われているか否かが判断基準となるといえる。

指針によれば、起立保持具の支給決定に際しては「更生相談所又は指定自立支援医療機関若しくは保健所の判定又は意見に基づき市町村が決定するもの」とし、「必要に応じ、補装具の構造、機能等に関する技術的助言を更生相談所に求めるもの」とされている。

これに対し、処分庁は、起立保持具の支給が必要であるとした医師の意見書について内容が不十分であると判断し、処分庁の職員の目視による使用状況の確認及び本件対象児の担任教諭からの聞き取りを行った上で、医師の意見書とは異なる判断を行っている。また、処分庁は、本件処分において福岡県更生相談所に対し技術的助言を求めている。

このことは、指針が更生相談所又は指定自立支援医療機関若しくは保健所の判定

又は意見といった医学的又は専門的な根拠を求めている趣旨から逸脱するものであると認められる。処分庁は、医師の意見書に疑義がある場合は、処分庁の職員が行った調査等で得た情報を基に、当該医師と情報交換を行った上で、当該医師に意見書の再提出を求めるなど、考慮を尽くすべきであったといえる。本件処分を行うに際し、処分庁は、医師の意見書に前回支給した起立保持具の使用状況について言及がなされていないことを認めており、一方、本件処分において前回支給の起立保持具が今後の使用に耐え得ることを理由としているのだから、当該医師から前回支給した起立保持具の使用の可否について意見を徴す必要があったと言える。仮に、当該医師と情報交換を尽くしても処分庁が十分であると認める意見が得られない場合、又は当該医師から再度意見を得ることが困難な場合は、指針に基づき福岡県更生相談所に技術的助言を求める必要があったといえる。

このように、本件処分に係る判定の事務処理には、その過程において、指針に基づく事務処理を行わず、考慮を尽くしていないという瑕疵がある。

## (2) 本件処分の理由の適法性及び妥当性

本件処分には、別途交付の歩行器で下肢機能低下の予防が可能と判断されるとの理由が付されている。

このことについて、処分庁は、申請された起立保持具に作業ができるテーブルが附属されており、別途交付の歩行器にもテーブルが附属されていたことから、代用が可能であると判断したと主張している。

しかし、医師の意見書には「代替の補装具や市販品での対応できない。」と記載されており、更に、課長連名通知によれば、歩行器は歩行が困難な者の歩行を補助する機能を有し、起立保持具は足首、膝関節、大腿等をベルト等により固定することにより起立困難な児童の起立を補助する機能を有するものとされ、歩行器と起立保持具の機能は、明らかに異なるものと認められる。

このように、起立保持具に附属するテーブルが別途交付の歩行器に附属することをもって代用が可能であるとした判断は、補装具に必要とされる本質的な機能を考慮せず、その附属物によって行われたものであり、その判断の基礎とした重要な事実を誤認があったものと認められる。

なお、本件処分には、前回支給の起立保持具が今後の使用に耐え得るとの理由についても付されているが、前記(1)にあるとおり、その判断において指針に基づく事

務処理がなされておらず、その過程に瑕疵がある。

- (3) 以上のとおり、本件処分について、判定に至る過程において考慮を尽くしていないという瑕疵があり、また、判断の基礎とされた重要な事実を誤認があることから、違法な処分であると認められる。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年10月17日

田川市長 二 場 公 人